

境川かわまちづくり推進協議会の設置並びに組織及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 境川における「かわまちづくり」を、河川管理者と共に実現することを目的に境川かわまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 境川のかわまちづくりの推進に関すること。
- (2) その他かわまちづくりに関連する境川の利活用に関し必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が決定する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 市職員
 - (4) 協議会が認めた「境川かわまちを進める会」の代表者
- 2 委員の任期は、2年以内で市長が必要と認めた期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(部会)

第5条 協議会におけるかわまちづくりの推進主体としてテーマごとの部会「境川かわまちを進める会」を設置する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、会議の開催にあたり、かわまちづくりに関する説明又は意見を得るために必要があるときは委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、都市整備部道路整備課とする。

2 事務局は協議会の運営を行うとともに、協議会で審議・決定された事項について河川管理者から占用許可を受ける。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別で定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月26日から施行する。